



あけまして
おめでとうございます

新年を迎え、「今年こそ景気が上向きますように」と切実な願いをかけた方も多いことでしょう。中小零細企業や市民とともに歩む当事務所も同じ思いですが、かつてのような量的成長はもはや望めない現実がそこにあります。

そもそも「景気」という言葉は「景色と雰囲気」という意味だそうです。有名な「方丈記」では、「梟（ふくろう）の声をあはれむにつけても、山中の景気、折につけて尽くることなし。」（フクロウの声に情緒を感じるなど、庵のある山の中の風情は、季節ごとに飽きることがない。）とあります。

これを竹中平蔵氏が引用すると、「鴨長明も景気は気だと言っている」となり、経済を成長させるために人々の「期待」を高めて「雰囲気」を変えることが正しいとなります。

しかし、公共事業や消費の刺激策は、膨大な借金を作りつつこの20年間やり続けて今日に至っています。成熟期に入った日本では、切実なニーズとつながっていないモノより、人とのつながり、豊かなトキの過ごし方、特に将来への安心が求められているのではないのでしょうか。モノが人との関係性の中で売れていく世の中に変化しているのではないのでしょうか。

今年、日本の将来をめぐる意見の対立はより厳しくなるでしょう。大声や断定、パフォーマンスでの「観客」動員も強まるでしょう。だからこそ、知恵者フクロウの声にじっと耳を傾け、私たちの内側から溢れ出る風情としての「いい景気」を見失わないようにしたいものです。

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所

弁護士 津田浩克

弁護士 池田直樹

弁護士 岩本 朗

弁護士 原 正和

弁護士 石飛優子

弁護士 室谷悠子

弁護士 増田浩之

弁護士 齊藤優摩

弁護士 杉田峻介

弁護士 平林佳江子

客員弁護士 大櫛和雄

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所

弁護士 正込健一朗／事務局一同

商標法の改正とブランド戦略 —音や色も保護される時代に

弁護士 増田 浩之

1. 商標って何？

最近、商標に関連するご相談を受けることが多くなってきました。商標権に関する社会全体の認識の高まりがあるように感じます。すなわち、企業の商品やサービスを表す商標が、その企業のブランドやイメージ、信用といった要素と不可分的に結びついていることに対する認識が社会全体に広まっていることの表れとあってよいでしょう。

商標とは、商品やサービスの識別標識をいいます。たとえば、SONYの「ウォークマン」については、SONYの電気通信機械器具（コンパクトディスクプレーヤー等）という商品を表すものとして商標登録されていますし、皆さんが日々お使いのインターネット上の検索サイト「Google」については、コンピュータネットワーク上の検索エンジンの提供というサービスを表すものとして商標登録されています。商標は、登録されることで商標権という独占権が発生し、商標権を有する者だけがその商標を使用できます。他者は、その商標権者から使用の許可を得るなどしない限り、同一又は類似する商標を使用することができなくなります。

このような制度がなければ、そもそも他の商品やサービスと区別することができませんし、その商標が付された商品やサービスが同じ事業者の責任で提供されているのかわからなくなります。また、商標権者は、商標によ



り商品やサービスをブランド化しているのに、他者に無断で使用されるなどすると、その商品やサービスが同じ品質を有しているか信頼されなくなりますし、本来有するブランド価値を低下させることにもなりかねません。

このような様々な機能を保護するために、商標法という制度は存在しているのです。

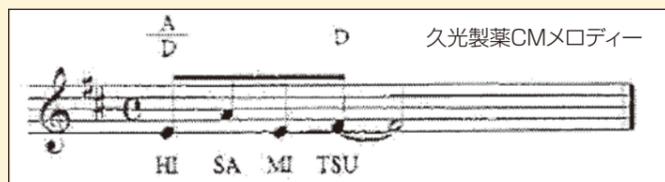
2. 商標法により保護される「商標」とは？

では、どのような商標が商標法上保護されるのでしょうか？現行法上保護される「商標」とは、「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合」です（商標法2条1項柱書）。

前述の「ウォークマン」や「Google」といった文字による標章が保護の対象となることはわかりやすいところかと思いますが、五感で認識できる全ての標章が保護の対象とされているわけではありません。すなわち、現行法上は、色彩だけからなる商標やテーマソング等の音、動く標章や香りなどは現行法上の保護の対象になっていません。

ですが、フィルムという商品でいうと、たとえば、黄色はコダック、緑色は富士フィルムを想起されるのではないのでしょうか？また、音であっても、たとえば、久光製薬のCMでもおなじみの「ヒ・サ・ミ・ツ」 というメロディーは、久光製薬を表すものとして広く認識されているのではないのでしょうか？

アメリカや欧州では、このような色彩や音のみからなる商標も商標法上保護されています。世界的には、これらの商標も広く保護されるのが一般的となっています。



本年もよろしく お願いいたします



弁護士
津田 浩克

初心に帰る

事 務所を創って早や12年。光陰矢の如し。全力で駆け抜けた12年でした。いつの間にか、弁護士12名、事務局15名、計27名の所帯になりました。これもひとえに顧問先様をはじめとするクライアントの皆様のご支援の賜物です。心から感謝申し上げます。

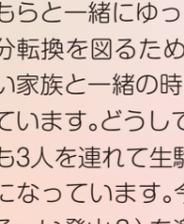
私は、この10年、全国の中小企業の再生支援と経営改革支援に注力してきました。先日、10年ほど前に関与させていただ



弁護士
原 正和

登山じゃなくて、ハイキング

昨 年、土日を利用して、何回か、家族で近くの山を登りました。登山というふうなたいそうなものではなく、大阪、京都、奈良の低い山をゆっくりと登るといふものです。睡眠不足・二日酔いの土曜日に(前日遅くまで飲んでいたので悪かったのですが)、奈良・春日山原生林に行き、往復15キロ近くを歩いた時は、正直、かなりつらかったですが、妻、小学3年生・幼稚園年中・2歳の子どもらと一緒にゆっくりと山道を歩くのは、日頃の疲れを癒し気分転換を図るためにも、また、平日はほとんど交流できていない家族と一緒に時間を過ごすためにも、とても良い機会になっています。どうしても妻の都合がつかなかったため一人で子ども3人を連れて生駒山を登ったのも、大変だった分、良い思い出になっています。今年も、何とか時間をつくり、ハイキング(ゆるい登山?)を楽しみたいと考えております。



弁護士
杉田 峻介

錦織選手に影響されて

最 近、テニスの錦織圭選手の活躍にわくわくさせられています。全米オープンで錦織選手が勝ち上がった際には、試合を観るためにWOWOWまで契約しました(笑)。あすなるにはスポーツマンが多いですが、私は中学・高校時代から大のテニス好きです。暫くプレーしていませんでしたが、最近になって復活し、週末に時々練習しています。

高校時代に猛練習と研究を重ねた甲斐があつてか、現在も武器のスピナーはあまり衰えていないのですが、ストロークがなかなか昔のように打てずに悔しい思いをしています。私はフォアハンドで打つ際のグリップの握り方が錦織選手に近いので、錦織選手の打ち方を分析して真似しようとしているのですが、なかなかうまくいきません(当たり前ですよ(笑))。

今年は法曹関係者のテニス大会にも友人とペアを組んで出場したいので、多忙な仕事の合間を縫って、練習量を確保していきたいと考えております。

た会社さんのお祭り(取引先様や地域のお客様への還元イベント)にお伺いしました。会社に入った時の印象が10年前とはまるで違います。経営危機にあつた当時の淀んだ空気は微塵もなく、明るく締まった雰囲気が感じられました。業績も回復し、有利子負債も正常運転資金の範囲内に減少し、正常化を果たしています。若い社員の方々も多く、新たな雇用も創出しています。当時の苦闘を思い出し、感慨ひとしおでした。

一方で、日本社会は人口構造が激変し(少子高齢化と生産年齢人口の減少)、中小企業は国内市場の縮小という厳しい現実には遭遇しています。この現実に対応して生き残っていくためには変化し続けていくことが不可欠ですが、変化し続けるためにこそ自社として変えてはならない原点(理念)を全社で共有できているかどうかを問い続ける必要があります。

私たちの事務所も、そして私自身も、創立の初心に帰って精進したいと思います。

本年もご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。



弁護士
正込 健一郎

半歩遅れの新刊案内

今 回は、鈴木大介『最貧困女子』をご紹介します。家出少女がセックスワークに引き寄せられる現実を鋭く切り取った一冊です。著者は、最貧困女子が「可視化」されていないとして、そのメカニズムを明らかにしようと試みています。自己責任論に流されがちなこのテーマを、家族・地域・制度(社会保障制度)という3つの縁をなくした「最貧困女子」として浮かび上がらせる手腕は良質のルポルタージュです。

地元の友人らと協力し合い、案外ハッピーに暮らしている「地方のマイルドヤンキー」=「プア充」が存在する一方で、路上生活や逃亡生活を続け、「肝臓を売るところを教えてください」という最貧困女子すらいるといふ現実を前に、我々に何ができるのか、考えさせられます。



弁護士
齊藤 優摩

千葉土産の悩み

千 葉のお土産には何を買って帰るのがいいのか、悩むことが多いです。私の出身は千葉です。千葉で一応有名なのは落花生なのですが(千葉駅の車止めのてっぺんには落花生のオブジェの付いたポールが所々に設置されているほどです)、帰省土産に落花生を持ち帰るのはあまりよくありません。食べるとポロポロしますし、小分けになっているわけではないです。。。もちろん、千葉の落花生が美味しいことは間違いないので、千葉に行くことがありましたら、個人用にぜひ買ってみてください。

なので、いつも落花生以外の物を買おうと考えるのですが、千葉で有名なお土産がなく、非常に悩みます。千葉では他にピワが有名ですが、あまりぱっとしません。いっそのこと、ふなっしーのお菓子を買った方がみんなわかってくれますが、

今年は何を買って帰るか、今から悩み中の今日この頃です。



弁護士
池田 直樹

成りすましの夢

A sunaro-founder(創設者)のIkeda 弁護士がEU諸国の弁護士にKamenosuke(亀之助)さんの離婚事件の依頼メールを送りつけて本物が困っている。専門家用英文LinkedInにあすなるホームページ写真を貼り付けて改装している手込みよう。紹介料でも詐取する気なのだろうか?

そこで、Ryugooの代理人として、どうせ成りすますなら絶滅の危機にある海亀を救う大キャンペーンをしろと要請した。ところがその後、私が野放しにした仮面メール添付のスパイウェアによって秘密情報が盗まれたとの猛抗議がネットの海に広がった。

手足を引っ込めて批判の嵐が収まるまで潜行していると、「玉手箱」というメールが来た。ファイルを開くと湯気の中に海藻の香りが湧き上がった。

「こうらっ!白髪をすくめている場合か!夢と現を噛みしめ、スローに歩め!~和亀」というメッセージとともにようやく初夢が覚めた。(注:2段目までは実話です)



弁護士
室谷 悠子

初めての育児に奮闘中です

7 月に女の子を出産しました。ご迷惑をおかけしていますが復帰までもうしばらくお待ちください。

出産後、『孫の力』(島泰三著 中公新書)という本を読みました。サル学(霊長類学)者の著者が、自分の孫が感情や言葉を進化させ人間になっていく過程を観察した記録で、孫にデレデレな祖父母の様子もきちんと描写されている微笑ましい楽しい読み物です。

快不快の原始的感情しか持たないで生まれた赤ちゃんが、両親を中心とした周りの人との交流によって「心」をつくり、「人」になっていく姿を追いかけたこの本のおかげで、単調にも思える育児がとても興味深いものになり、めんどろなので記録はつけていませんが、娘が少しずつ「人」になる様子を観察しながら毎日過ごしています。



弁護士
石飛 優子

アメリカの子育て事情

一 昨年6月から1年間、夫と生後8ヶ月(渡米当時)の息子とともにアメリカ合衆国に滞在しました。

アメリカで暮らしてみても驚いたのは、子どもや子を持つ親に対して、人々が、社会全体がとても親切だということです。あらゆるレストランには(大学構内のいわゆる学食でさえも)子供用のハイチェアがありますし、子どもが泣いたり騒いでも文句を言う人などなく、中にはあやしたりしてくれる人までいます。

道ゆく人は私たちに、ごく自然に育児に対する労いの言葉をかけてくれました。

育児や働くお母さんの支援環境では日本はまだ後進国であると痛感しました。

もっと子育て世代の住みやすい社会にしていかなければならないと感じます。



弁護士
岩本 朗

釣り

小 5の息子にせがまれて、釣りに行くようになりました。まだ初心者の子どもと行きますので、安全に釣りができる南港魚釣園が中心です。子どものころ、釣りは友達のお父さんと親戚のおっちゃんに教えてもらいましたので、息子の友達を連れていくこともあります。息子は、残念な父親に似てしまい、運動が苦手ですが、釣りに関しては意外なセンスがあり、父親や周りを釣果で圧倒することが多いです。これから思春期を迎える息子が父親と遊んでくれる期間はもうあまり残されていないと思います。息子と一緒にできることがみつかったこと、子ども時代に遊んでくれた大人に感謝して、楽しんでいきます。



弁護士
増田 浩之

趣味の話

私 は、「趣味は?」と聞かれた時にいつも答えに窮する純正日本の働くおじさんの1人なのですが、そんな私も昔はギター少年で、学生時代は友人とバンド活動に励んでいました。その時代、猛烈な速弾きの練習で指を鍛え上げたことにより、パソコンのタイプの早打ちができるようになり、練習やライブ後の打上げでお酒を覚え、コミュニケーション力を磨いたといっても過言ではなく、一つひとつの行動が今の仕事に活かされています(因果関係や真偽の程は私自身もわかりません)。

今は、バンド仲間が各地方に散らばってしまい活動をするには困難なため、2015年は新たな趣味を1つでも探し、仕事につなげられれば(こじつけでも)と思っています。



客員弁護士
大槇 和雄

福祉国家の再構築をめざして

グ ローバル化する社会の中で、競争力のない産業、企業、及びそこで働く人々は成長に取り残されて行くと思います。つまり、経済的社会的格差の拡大が生じるのです。

このような場合に、社会または国家の一体性の確保のためには、競争に取り残されたものに対する社会保障政策並びに財政政策と所得再配分政策が必要になります。このような社会政策を目指すのが福祉国家です。

もちろん、競争社会の中の弱者の幸福追求権から福祉要求を基本的人権として、かかる権利の実現を目指す福祉国家も重要な視点です。

以上から明らかなように、福祉国家には二つの源流があります。現在日本の政治において、グローバル資本主義政策推進勢力に対抗すべき、福祉国家政策推進勢力の結集が必要なのです。

しかし、福祉国家推進が力強く訴えられていない理由は、財源確保の経済政策が弱いからです。

今年は未来を支える子供や青年たちのためにも、財源を産む経済政策について、考えてみたいと思います。

なお、私事ではありますが、第一線の弁護士として働く最後の年になりますので、私なりに頑張りたいと考えております。

Run to Live

弁護士
岩本 朗

学生時代、運動部とは無縁のだらけた生活を

してきましたが、今や走ること抜きに人生が想像できないようになってしまいました。

走り出したきっかけは、上の子どもが小学校に入り、子どもと一緒に早起きをするようになったことです。約9年前のことでした。最初は、最寄り駅から1駅の区間程度(1キロ程度)を走るのがやっとでしたが、走れるようになってきたら欲が出てきて、自宅近くで開催される堺シティマラソンという大会に出場するようになりました。この大会は、3.5キロ、5キロ、10キロといった区分になっているので、3年かけて10キロを走るようになりました。私は実は慎重・臆病な性質ですので、10キロを走れるようになってから複数回ハーフマラソンを走り、2010年に篠山マラソンでようやくフルマラソンにデビューしました。それ以来、奈良マラソン、木津川マラソン、神戸マラソン(2回)、大阪マラソン(2回)、千歳JALマラソンを走っており、いずれも完走しているものの、未だ4時間は切れずに、4時間前半半をウロウロしています。

フルマラソンは、おそらく身体には良くありません。30キロを過ぎれば、大抵どこかの関節が痛み出し、痛みを耐えながらゴールを目指すことになります。折角の休日に、安くない出場費用を支払って、なんて馬鹿なことをしているのか、という思いにおそわれることもあります。でも、無事ゴールをしたら、また次のレースのことを考えてしまいます。ある種の依存かもしれません。

しかし、30代よりもかえって身体は丈夫になり、仕事もそれ以外もがんばりが効くようになりました。体内の代謝があがり、体調の維持がしやすくなりました。依頼を受けている案件で壁にぶちあたり、悩むこともありますが、走ることで解決策を見つける(あるいは解決できる気持ちになる)こともあります。

心身の故障がない限り、走ることも、仕事も、元気に続けていきたいと思えます。



入所ごあいさつ



弁護士
石飛 優子

みなさま、はじめまして。石飛優子と申します。昨年10月からあすなろ法律事務所の一員となりました。

私は平成21年から大阪および東京で弁護士として執務したのち、一昨年6月から一年間、渡米しておりましたが、このたびご縁があり、あすなろ法律事務所での執務することとなりました。

わかりやすい説明・丁寧な仕事を心掛け、日々研鑽を積んでいます。宮部みゆきさんの著書が大好きで、宮部さんの文章のような、わかりやすく、人の心に響く書面づくりを目指しています。

まだまだ弁護士経験も浅く未熟者ですが、今後ともご指導ご鞭撻をよろしくお願いたします。



弁護士
平林佳江子

皆様、はじめまして。昨年12月末よりあすなろ法律事務所にて執務を開始致しました、平林佳江子と申します。私は奈良県の小さなお寺の出身で、大学や大学卒業後の銀行勤務及び司法修習は大阪、ロースクールは兵庫と、もっぱら関西で生活をして参りました。

弁護士としての第一歩を踏み出すにあたり、人との出会いの大切さを実感しています。私は、ロースクールや司法修習の期間を通して、本当に多くの方と出会い、刺激を受け、励まされて、今このスタートラインに立つことができました。

皆様のお役に立てますよう、日々自己研鑽をし、精進して参りますので、何卒ご指導賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



日本環境法律家連盟

夏から秋にかけて「西吉野産業廃棄物不法投棄事件」「尼崎大気汚染事件」と長期にわたる環境事件への取り組みを紹介する講演会が続きました。決着

に至るまで10年、20年単位の時間を要し、法的に考えうるあらゆる手段を駆使し、今なお完全な解決は難しい問題です。環境被害がいかに大規模かつ長期間多くの人々を苦しめるかを強く実感しました。環境法律家として闘った先達の知恵と熱意を承継していくことの重要性を改めて感じます。



お知らせ 当事務所は、1月5日(月)から平常通り業務を開始いたします。

